

公益のため直接専用する軽自動車等

(1)社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業を営む社会福祉法人が所有し、又は使用(リースを含む。)する軽自動車等で次に掲げるもの

- ア 専ら入所者の通園又は通学の用に供するもの
- イ 専ら入所者の医療機関への通院の用に供するもの
- ウ 専ら授産事業の搬送の用に供するもの

(2)次に掲げる事業を営む法人が所有する軽自動車等でその事業において専ら原材料の搬入、成果品の搬出又は利用者の移動(当該事業の用に供する施設の外の場所において訓練、就労又は実習を行うためのものに限る。)の用に供するもの

- ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する自立訓練を行う事業
- イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項に規定する就労移行支援を行う事業
- ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労継続支援を行う事業
- エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第27項に規定する地域活動支援センターのうち生産活動その他の活動の機会の提供を通じて就労に必要な知識及び能力又は生活能力の向上を図るものを運営する事業

(3)次に掲げる事業を営む社会福祉法人又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人が所有する軽自動車等で専らその事業の用に供するもの(通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。)

- ア 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業
- イ 老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業
- ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護に係る事業
- エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所に係る事業
- オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項に規定する自立訓練に係る事業
- カ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に係る事業
- キ 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援に係る事業
- ク 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスに係る事業

(4)鳥取県交通対策協議会又は一般財団法人鳥取県交通安全協会が所有する軽自動車等(これらの支部又は支部長が所有するものを含む。)で専ら交通安全の指導又は普及宣伝の用に供するもの

(5)小規模作業所(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。)を営む個人又は法人が所有する軽自動車等で当該小規模作業所において専ら原材料の搬入又は成果品の搬出又は利用者の移動(当該小規模作業所の外の場所において作業を営むためのものに限る。)の用に供するもの

(6)公益社団法人、公益財団法人その他の団体であって、市長がその活動に公益性を認めるものが所有する軽自動車等(法人格を有しない団体にあつては、当該団体の代表者が所有するものを含む。)で専ら不特定多数の住民の福祉の増進に寄与すると市長が認める事業の用に供するもの